

令和6年度 第1回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和6年6月12日（水）14時00分～15時40分

場所：さいたま共済会館501・502会議室

出席委員：佐藤委員、遅塚委員、岩崎委員、万谷委員、下重委員、羽生田委員、
田島委員、大井田委員、石橋委員、山中委員、東海林委員、小材委員、
荒井委員、金井委員、松本委員、植村委員、栗原委員 17名

欠席委員：川津委員、菊池委員、田中委員

< 1. 開会 >

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の石井と申します。本日の会議に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、17名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立しておりますことを、御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としておりまして、本日は5名の方が傍聴していらっしゃいます。

< 2. 課長挨拶 >

（事務局）

それでは、会議に移らせていただきます。はじめに、障害者福祉推進課課長の茂木からごあいさつを申し上げます

（障害者福祉推進課長 茂木）

令和6年度第1回障害者施策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。

また昨年度は、第7期埼玉県障害者支援計画の策定に当たりまして、委員の皆様から貴重な御意見をいただきました。おかげをもちまして第7期計画をまとめ上げることができました。重ねてお礼申し上げます。

さて本日は、新しい埼玉県障害者支援計画の計画期間が始まって最初の協議会になり、第8期計画の策定に向けた協議が今回からスタートすることになります。

本日は、昨年度に計画期間を終了しました第6期計画の実績などについて報告させていただいた後、今年度の当協議会の進め方や、次期計画の策定に向けた重点課題の検討などにつきまして、御協議いただくこととしております。

佐藤会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、今年度においても引き続き、本県の障害者福祉施策への御意見や御提言をいただきますようお願いいたします。

県といたしましては、今後も関係部署・関係機関などと連携し、障害のある方もない方も、地域の中できるとともに活動できる「共生社会」の実現を目指してまいります。

どうぞ忌たんのない御意見を賜りますようお願いいたします。あいさつとさせていただきます。

だきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本日出席しております事務局職員につきましては、配布資料でご確認いただければと思います。それでは、これから会議に移らせていただきます。会議に入ります前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

～配布資料確認～

(事務局)

それでは議事に入ります。本協議会規則第6条第1項により、議長を会長にお願いいたします。それでは、佐藤会長お願いいたします。

(佐藤会長)

皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。今の障害者福祉推進課長のあいさつにもありましたとおり、第7期計画の策定に当たっては皆さん御尽力いただきありがとうございます。

それでは、規定によりまして本日の会議の議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。初めに、本協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。東海林委員と小材委員、以上2名の方にお願いいたします。

～東海林委員、小材委員了承～

< 3. 報告事項 >

(佐藤会長)

それでは、次第の「3 報告事項」に入らせていただきます。「第6期埼玉県障害者支援計画の進捗状況等について」、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、第6期埼玉県障害者支援計画の令和5年度の実施状況、計画期間3年間の最終年度の実施状況につきまして、説明をさせていただきます。資料につきましては、委員の皆様事前に送付しています。時間の関係もございいますので、資料1-1から1-5につきまして、簡潔に説明させていただきます。

初めに資料1-1を御覧ください。A3横長の資料でございます。

資料1-1につきましては、第6期埼玉県障害者支援計画の最終年度に当たります令和5年度の各施策の実施状況について、とりまとめたものでございます。

はじめに、表の見方でございますが、一番左から施策番号、施策の内容から始まりまして、施策に紐づく各事業の担当課と事業名、予算額など、中ほどから右にかけて事業の概要、令和5年度の事業実績、事業担当課による評価とその評価の理由が並んでいます。

第6期障害者支援計画には317の施策が掲載されており、その317の施策に紐づく形で、関係各課が担当する事業が全部で470ございます。この470の事業につきまし

て、資料の1ページ目の右上にございますとおり、各事業の実施状況を「A 順調」、「B やや遅れている」、「C遅れている」の3段階で、事業を実施する各課において、基本的には令和5年度の予算の執行状況に基づき自己評価したものでございます。

評価の概況につきましては、資料の1ページ目の1番上に記載がございましたように、A評価が455事業、B評価が5事業、C評価が1事業、そして事業の廃止、移管・統合などの理由により評価がないものが9事業です。

時間の都合もありまして、全てを説明することはできませんので、評価がB、C及び評価なしの計15事業につきまして簡潔に御説明させていただきます。

それでは、9ページの一番上、施策番号53番を御覧ください。この介護すまいる館事業につきましては、福祉用具の出張展示の機会の減少や、研修事業の実施回数が減少したことを踏まえてB評価となっております。

次に同じく9ページの施策番号57の事業のうち2つ目の事業でございます。こちらの障害者地域移行ステップアップ事業につきましては、平成30年度から、障害者総合支援法に基づく個別給付事業として、定期的な巡回又は随時通報を受けて訪問し、必要な情報提供や助言等を行う自立生活援助事業が始まったことから事業を廃止したため、評価を行っていないものでございます。第6期計画の事業として残ってしまっておりますが、本来は削除されるべきものになります。

続きまして、10ページの一番下、施策番号70番を御覧ください。こちらの事業につきましては、評価はBとしております。理由は、雇用情勢の影響により、訓練受講希望者の大幅な拡大が見込めない状況になっているためでございます。

続きまして、16ページの一番上、施策番号99番を御覧ください。1つ目の介護すまいる館事業につきましては、評価をBとしております。こちらにつきましては、先ほど説明した9ページの施策番号53番と同じ事業になり、出張展示や研修の回数が減少したことが理由でございます。

次に、同じく16ページの一番下、施策番号104番を御覧ください。こちらの事業につきましては、評価はBとなっております。理由は、住宅セーフティネット法に規定されている地域の居住支援協議会としては、さいたま市居住支援協議会が設立されているのみであるためとのことでございます。

続きまして、17ページの一番下、施策番号109番を御覧ください。3つ目の事業「県ホームページのアクセシビリティの向上」につきましては、評価がBとなっております。主な理由としましては、ホームページ作成する際に、掲載した画像等について読み上げソフトに対応させるための説明文を代替テキストとして掲載する対応が十分でなかったことなどによるものでございます。

また、同じく施策番号109番の5つ目の事業である「来庁者用パンフレット作成」につきましては、パンフレットの利用目的である県庁見学の実績がほぼなくなったことから、評価を行っていないものでございます。

続きまして、21ページの施策番号137番を御覧ください。2つ目の事業「県立久喜図書館サービス運営費」でございますが、文部科学省の委託事業である「図書館サービス研修」については、当初から令和3年度のみ単年度事業であり、当該年度で事業終了したことから、評価を行っていないものでございます。

続いて、24ページの施策番号155を御覧ください。2つ目の「埼玉バリアフリー文化プログラム事業」が、令和4年度から、その一つ上段の「障害者芸術・文化活動推進費」と統合されたため、評価を行っていないものでございます。

次の施策、施策番号156についても同様でございます。

続きまして、36ページの施策番号245を御覧ください。この事業につきましては、令和5年度に健康長寿課から発達障害総合支援センターに事業移管され、同センターで実施されている研修プログラムの一部として実施されることとなったことに伴い、評価を行っていないものでございます。

続きまして45ページの施策番号288番を御覧ください。一番下の事業「市街地再開発事業等公共施設管理者負担金」でございますが、令和5年度に市街地再開発事業を実施した地区がないことから、評価を行っていないものでございます。

続きまして、次の46ページの施策番号291番を御覧ください。3番目の事業「市街地再開発事業等公共施設管理者負担金」でございますが、施策番号288番と同様の理由から評価を行っていないものでございます。

続きまして、次の48ページの一番下、施策番号303番を御覧ください。2番目の事業「災害拠点精神科病院整備事業費」でございますが、災害拠点精神科病院の指定に当たって、指定要件を満たすための工事が実施できず、指定を行うことができなかったため、評価をCとしております。

最後になります。50ページの施策番号317を御覧ください。「感染症り患ケアラー支援対策事業費」につきましては、令和4年度時点で県内1施設で家族介護者が新型コロナウイルスに感染した場合のセーフティネットとして在宅障害者を受け入れるショートステイが開設されていたところ、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い事業が終了したため、評価を行っていないものでございます。

資料1-1の説明につきましては以上になりますが、この資料につきましては以前から、A評価が多いことについて実態に沿った評価と言えるのか、事業を実施した効果がどうだったのかが分からないと検証ができないといった趣旨の御意見をいただいております。予算の執行状況ベースで各担当課の説明を取りまとめている資料になりますので、どうしても予算が当初の定めにそって適切に執行されれば「順調」としてA評価になりがちな側面もあります。事務局といたしましても、昨年度の第1回協議会で配布させていただいた資料から、「事業実績」欄の部分に定量的な実績を記載して分かりやすくするとともに、「評価の理由」欄にも事業を実施し得られた効果を明示するよう担当課に依頼するなど、できる限り分かりやすい資料のなるように引き続き努めているところでございます。

また、この資料につきましては、今年1年間、第8期計画の策定に向けた課題検討の際に参照していくこととなりますが、各施策、各事業の実施状況に関する不明点などにつきましては、ワーキングチームの席上で御質問いただければ事務局でお預かりし、担当課に確認の上、改めて結果を共有させていただくような方法で活用させていただきたいと考えています。

資料1-1の説明は以上です。続いて資料1-2から資料1-5までの4つの資料の説明をさせていただきます。

この4つの資料につきましては、昨年度、計画策定の際に皆様にもご覧いただいている国の基本指針の規定に基づいて設定された数値目標や指標に関する資料となります。

まず、資料の1-2を御覧ください。

第6期埼玉県障害者支援計画の施策の中で、数値目標を掲げている施策について、3年間の実績を示した資料になります。全部で31の施策に数値目標が掲げられております。最終年度である令和5年度の実績は一番右側になります。国の数値公表待ち、集計中などとさせていただいているものもありますが、現時点で集計等が終わっているものについて

掲載させていただいているものになります。「住まいの場」の利用定数（グループホームの整備数）、新規デイジー図書・点字図書等製作点数、民間企業の障害者雇用率、警察官を除く県警職員の実雇用率、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合などで、数値目標を達成しています。なお、数値目標に達していないものについては、第7期計画において設定した数値目標に向けて、引き続き取り組むということになります。

続きまして、資料1-3を御覧ください。

こちらは、市町村が行う障害福祉サービスなどの令和5年度の実績達成率を表したものでございます。資料1-2と同様に、集計中となっているものが19項目と多数ございますが、令和5年度の実績で集計が終わっているものについては記載のとおりでございます。令和5年度で達成率が100%以上のものが、21ある状況でございます。

なお、資料1-2と資料1-3で、「集計中」となっている数値がすべて出揃うのは、秋頃になる見込みです。数値が出揃い次第、改めて皆様に資料を共有させていただきたいと考えています。

続いて、資料1-4をご覧ください。

こちらは地域生活支援事業のうち、県が実施するものの3年間の実績、達成率をまとめたものです。令和5年度の実績、達成率は一番右の欄になります。達成率が100%に達している指標がある事業が7事業あります。

最後になります。資料1-5を御覧ください。

障害児の子ども・子育て支援等の利用希望人数及び受入可能人数でございます。6つの施設区分のうち、利用希望人数以上の受入可能人数となっている施設区分は2つでございますが、残りの4区分におきましても、受入可能人数は利用希望人数に近い数字となっております。説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

（佐藤会長）

ありがとうございます。報告事項の第6期埼玉県障害者支援計画の進捗状況等について、資料1-1から1-5に基づき事務局から説明がありました。今の説明について御意見がありましたらお願いいたします。

（松本委員）

資料1-1について、私も読んでいて、これは予算の執行状況の評価なんだなと思いました。事務局から実態などの部分については今後、みたいな問題意識も提起されて、そこがすごく大事なところだと思っています。ここで予算の執行状況を確認するよりも、質的な評価をどのようにしていくのが重要なところで、次回以降のワーキングチームなどで掘り下げるべきところは掘り下げながらということで、A評価の事業でも自分の実感とは随分違うなと思うものがいくつかあって話すとなんか長くなってしまっているので、いまの事務局の提案の方法で頑張っていければと思います。

（山中委員）

施策番号303について、予算額が0になっており、確か前年度も0だったと思います。精神障害者が利用する災害拠点精神科病院の整備について、こんなに0が続くのはどうしてなのかと勝手に思っています。何があったのでしょうか。

（事務局）

令和4年度（※事務局訂正：正しくは令和5年度）のワーキングチームでも説明させていただいておりますが、担当課である疾病対策課に確認したところ、災害拠点精神科病院の指定のために必要な非常用自家発電設備が社会経済情勢の変化などから調達できなくなり、指定できる見通しが立たなくなったためとのことでした。

現在の状況につきまして、あらためて疾病対策課に確認させていただきたいと思います。

（山中委員）

病院側が準備できなければ指定できないとか、県が指導できる範囲などの事情もあるのかもしれないですが、ここままだと良くないと思います。精神障害者は普段からパニックに弱いですし、この状況がいつまでも続くと、埼玉で広域災害が起こらない保証はないので、その時にどうするんだろうとってしまいます。何とか対策をとって、県と病院と両方で考えていただきたいと思います。

（佐藤会長）

確認をよろしくお願いします。

（荒井委員）

令和5年度の第4回協議会で、埼玉県では、視覚障害者に関して目の見えない方、ロービジョンの方の両方をこの計画の対象としているとの心強い回答をいただいております。特に中途のロービジョンの方には、ロービジョン者特有の困り事があり、ロービジョン者に適した解決策があります。特に中途のロービジョン者で身体障害者手帳3級から6級の方はどこに相談してよいか分からない、必要な支援やサービスを受けるためには身体障害者手帳1級から2級の視機能まで落ちるのを待つしかないといった本末転倒のような状況に陥っています。そこで比較的ITに明るいメンバーで、こちらの資料1-1から資料1-5までを懸命に探したのですが、ロービジョン者が利用できるような事業を見つけることができませんでした。私どもの勉強不足やIT利用が大変未熟だということは平にお詫びを申し上げますが、この会議録に示していただくという形で、3級から6級のロービジョンの人たちが利用できる事業を示していただくことは可能でしょうか。

（事務局）

確かに支援が1、2級に限られている事業が多いかと思われまます。御意見を踏まえまして、今回報告させていただいた事業の中で、実際に3級から6級の方たちが支援を受けられる事業があるかどうか、これから洗い出しをしまして、提案が御提示できるような形にしたいと思います。また、いただいた意見については、担当の方にもつなげていただきまして、今後検討できるかどうかということも含めて、こちらの方でお預かりさせていただければと思います。

（下重委員）

質問が3点あります。

施策番号95について、障害者支援計画の冊子には生活ホームの運営費補助のことは書いてありませんが、この資料には生活ホームへの運営費補助を20市町にしているということが書いてありました。20か所の生活ホームはあるのでしょうか。

施策番号94について、空き家を活用して重度障害者に対応したグループホームを整備

するということですが、空き家を探すのがとても難しいという問題点があると思います。

施策番号1について、私は時々NACK5を聞いていますが、朝9時頃に埼玉県からのお知らせが流れます。知り合いから聞いた話ですが、埼玉県からNACK5に使用料を払って流しているということを知りました。NACK5を聞いている県民の方は多いと思いますので、そうした方法を活用すべきだと思います。

(事務局)

まず一つ目の御質問、施策番号95について、資料の括弧書きにもありますとおり、通常のグループホームの運営費に対する負担金の他に、グループホーム制度が創設されたときに、別の制度からグループホームに移行した際に一時的に収入が下がる事業所があったため、その差額を補助させていただき制度が始まり、それが現在も続いています。生活ホームについても同じく現在制度がございます。ただ生活ホーム自体は、その後に通常の障害福祉サービスに移行するものもありましたので、令和5年度現在で件数としては20か所の生活ホームがあり、それに対して補助させていただいているものです。

2つ目の御質問について、お話にありましたとおり、確かに空き家の中でも部屋数とか床面積といった点でグループホームに活用できる物件が常時あるかといえば必ずしもそうではないですし、物件が見つかったとしても相談をしているうちに他の方に契約が決まってしまう、断念するというケースも実際にあります。どうしてもタイミングの問題はありますが、希望自体がかなり多いということもあって随時相談は受け付けておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の御質問ですが、ラジオ放送の活用につきましては、実際にラジオを聞いてイベントなどに参加されたというようなお話も当課に寄せられておりますので、積極的に活用していくよう各担当課や広報課の方にもその旨伝えさせていただき、県の事業について活用を進められるようにしていきたいと思ひます。

(小材委員)

施策番号234について、発達障害総合支援センターからは「家族の相談は受けません」と私達はいつも言われています。にも拘らず、この資料の中には「相談支援」という言葉が載っており、「839件」と件数が載っています。相談支援はしていないにも関わらず、何故ここに件数が載っているのか、その点をお伺ひさせていただければと思ひます。

(事務局)

家族からの相談を受けないというのは、発達障害総合支援センターの方がということでしょうか。

(小材委員)

18歳以下のお子さんをお持ちのお母さんが、相談をしたくて電話をしても「うちでは直接相談は受けませんので」ということをいつも言われます。相談は受けないんですよという説明を私達は受けていますので、会の方にはそういう説明をさせていただいているところですが、資料の中に件数が記載されているので、それでお尋ねする次第です。

(佐藤会長)

内訳が分かる内容と内容が分かるのではないのでしょうか。

(事務局)

もちろんお子さんだけではなく家族を含めた支援という役割はあると思うので、このあたりの表記についてはもう一度確認させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

表記の確認と、実際に行っているのであればセンターの職員の方の対応にも反映できるようにお願いしたいと思います。

(山中委員)

施策番号55について、JRや大手私鉄の交通運賃の割引制度、精神障害者にも適用できるようになりました。ありがとうございます。一応適用にはなりましたが、条件を見ると非常に厳しく、手帳1級の方が介助者と同行した場合、あるいは単独の場合は100km以上ということで、私の周りを見ても一体誰がどういう状況で使うのだろうと思ってしまいます。是非これを手帳2級まで下げないと本当に利用できる人が少なくて絵に描いた餅になってしまいます。県も実際に使っている人がいるのかどうか、指導していただければと思います。もし実績などが出たら知らせていただきたいと思います。

(事務局)

指導ということまでは難しいと思いますが、調査結果ですとか数字が出た際には、いつとは申し上げられませんが、都度報告させていただきたいと思います。

(東海林委員)

数字の確認になりますが、施策番号315の新型コロナウイルス感染症対策事業費の令和5年度当初予算が1,279億円となっていますが、この数字がちょっとピンときません。

(事務局)

桁ずれの可能性がありますので、確認させていただき、第2回協議会で報告させていただきたいと思います。

(山中委員)

どの施策ということはないのですが、計画全体を読ませていただいて気に掛ったことがあります。精神障害者の場合は「社会復帰を目指して」という文言がいくつかでてきます。「社会復帰を目指す」という文言を使うと 就労に結び付いたか付かないか、そういったことが文脈から出てきて、一方、別のところでは、「その人なりの、その人らしく地域で暮らすことが求められる」とあり、そうすると、精神障害者が社会復帰という表現がすごく引っ掛かってくるんですね。精神障害になると社会から脱落するのか、社会復帰というのは何を指すことになるのか、作業所とかで仕事している人や、家庭で家族と静かに暮らしている人たちは社会復帰していないのか、社会参加していないのか。そのあたりの「社会復帰」という用語の使い方、「その人らしく地域で生きる」ということとの整合性、福祉施策に関わる人たちのイメージの統一というか、そのあたりをしっかりといただきたいなと思います。社会復帰という言葉を使ってしまうと、精神障害者が社会から脱落した存在、社会の一員にはなりえない存在というイメージで捉えられかねないので、そのあたり

は福祉施策として、特に精神障害の場合は、本人も家族もトラウマになってしまっていて、もうこれで私の人生は終わりだと捉えてしまう人が多いんですね。その辺も含めてもう少し丁寧な、社会福祉に関わる人たち全体のイメージとして、精神障害者に対してどういう支援をして、どういう形で支えるのか、どういうゴールを設定するのか、就労というゴールを設定するのか、その人らしく静かに生活してもいいというゴールを設定するのか、もう少し丁寧に考えていただけたらと思います。これは私の感想です。

(事務局)

仰ることはごもっともと思えるところもありますので、表現については注意深く整理させていただけたらと思います。その時には皆さんのご意見もお伺いしながら整理を進められればと思います。貴重な御意見として受け止めさせていただければと思います。

(遅塚委員)

資料1-2から1-5まで拝見していくと、進んでいるものもあれば、進んでいないものも、いろいろあるんですけど、そもそも目標に対する達成率ではなく、見込みに対する達成率ですので、あまり意味がないものだと正直思っています。ここで伺いたいのは、例えば100%を超えて200%だとか言うと進捗が非常に良いという評価がされがちですが、必ずしも見込からたくさん進んだからといって、それがいいのかどうかというのは、評価としては見方にもよると思います。ここではとりあえずパーセンテージで達成率を示していただいております、これは今すぐお伺いするという話ではありませんが、この数字を出すということは、これを県として評価しているのかどうかのお立場も併せて示していただくと、より分かりやすくなるのではないかなと思います。見込みよりも2倍になってしまいましたとなれば、それが2倍あった方が良いという数字もあるでしょうし、県として抑制しなければならぬ数字というのものもあるかもしれません。それを併せて教えていただけると嬉しいかなと思います。今後の課題として捉えていただければと思います。

(佐藤会長)

今のご意見いかがでしょうか。今の時点ではすぐに答えられないかもしれませんが。

(事務局)

すぐにお答えできることではないかなと思いますが、以前の議事録を拝見させていただいていた時に、3年前にも同じような御質問をいただいていた、数値を出させていただくに当たって、県としていいのか悪いのかまでははっきり言えないかもしれませんが、課題感を持って数字を捉えているかというのは御説明できるように整理できればというように、今の御意見をいただいているところでもありますので、今後検討させていただければと思います。

(佐藤会長)

量の調査と質の調査の両方を行うというのは、研究の分野では行われてきてはいますが、両軸からの評価をしっかりと、どういう尺度でという部分まで含めて、県行政としてどのように障害福祉施策を捉えていくのか、いま整理いただいたと思います。

他はいかがでしょうか。それでは、これで報告事項の部分は終わりにさせていただきたいと思います。換気休憩として5分間休憩とさせていただきます。

～換気休憩～

< 4. 議事 >

(佐藤会長)

再開します。それでは次第4の議事(1)令和6年度埼玉県障害者施策推進協議会の進め方等について、それから関連がありますので、(2)第8期埼玉県障害者支援計画の策定に向けた重点課題の検討について、(3)参加ワーキングチームの希望聴取について、合せて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料2-1を御覧ください。

毎年、第1回協議会で配布している資料になりますが、点線で囲まれている部分をご覧いただきたいと思います。御承知のとおり、本年度は新しい第7期計画の計画期間が令和6年度から令和8年度の3年間であることから、第7期計画に基づく施策・事業の実施につきましましては1年目、初年度ということになります。同時に、次期計画である第8期計画の策定期間としても3年間のうちの初年度、1年目という位置付けになります。

第7期計画の計画期間が始まったばかりではありますが、同時に次期計画である第8期計画の策定期間3年間がもう始まっているということになります。

計画の進捗状況のモニタリングにつきましましては、前期計画である第6期計画の最終年度にあたる令和5年度の実績につきましまして、先ほど報告させていただきました。新しい第7期計画の1年目である令和6年度の進捗状況につきましましては、来年度、令和7年度の第1回協議会で報告させていただくこととなります。

今年度の協議会の運営につきましましては、そのような位置付けとなっております。このことを踏まえながら、今度は資料2-2を御覧いただきたいと思います。

資料2-2は、令和6年度における本協議会の進め方などに関する資料です。一部、令和7年度以降の内容も含まれています。

最初から順を追って説明します。はじめに項目の1番目「協議会・ワーキングチームの開催回数及びスケジュールについて」。本年度は、協議会3回、ワーキングチーム3回を予定しています。これは昨年度の第4回協議会において資料で提示した案のとおりで、計画策定期間の1年目、2年目における運営になります。

昨年度は計画の策定年度に当たっていたため、本会議における審議にウェイトを置くために本会議4回、ワーキング2回となっていたのに対し、計画期間の1年目、2年目については、ワーキングチームの活動にウェイトがおかれるため、本会議3回、ワーキングチーム3回となっているものです。

続きまして項目の2番目、「ワーキングチームの編成と担任分野について」説明します。ABC各チームの担任分野及びチームリーダーは、前年度を維持する案とさせていただきました。つまり計画の5本柱を分割して各チームに割り振るというものです。Aチームの担任分野は、障害者への理解促進と差別解消とし、その一環として彩の国いろどりライブラリーの運用上の課題検討を含むものとし、リーダーは引き続き佐藤会長にお願いしたいと思っております。Bチームの担任分野は、障害者の地域生活の充実・社会参加の支援、障害者の就労支援とし、リーダーは塚塚委員に、Cチームの担任事項は、共に育ち、共に学ぶ教育の推進、安心・安全な環境整備の推進として、リーダーは引き続き岩崎委員

をお願いする案とさせていただきます。

これらにつきまして、この協議会で了承を得た上で、委員の皆様にも所属チームの希望調査を1週間程度で実施し、第1回ワーキングから新たなメンバー構成で協議を行うこととさせていただきますと思います。希望調査につきましては、この後で改めて説明します。

また、この資料にもありますとおり、今年度も引き続き、所属チーム以外のチームへの出席についても可能とさせていただきますと考えています。

さらにその下に、「検討2年目（令和7年度）当初におけるワーキングチームのメンバーの総入れ替えについては、2年目に委員改選が行われることも考慮しつつ、今年度における課題の抽出状況などを見ながら、委員の意見も踏まえて事務局において入れ替えの要否を決めることとする。」とあります。御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、第7期計画の策定期間の2年目にリーダー以外のメンバーを総入れ替えしています。これは、より多様な視点からご意見をいただくことで論点漏れを防ぐという狙いがあったものですが、反面、十分に議論を深めることができなかつた課題もあり、正直なところ一長一短という印象がありました。このことを踏まえ、第8期計画の策定にあつては、策定期間の2年目に委員改選があることも踏まえて、1年目の課題の抽出状況なども見つつ、委員の意見を踏まえながら事務局で入れ替えの要否を決めることにさせていただきますと考えています。

続いて、項目の3番目「第8期計画の策定に向けた重点課題の検討について」。これにつきましても、昨年度の第4回協議会において、委員の皆様から進め方につきまして何点か御提案を頂いており、それを踏まえて事務局で検討の方法を考えました。第4回協議会では、県民コメントの内容を基に障害当事者の立場から見た現状を把握すべきという意見などもございました。また、計画の進捗状況・実績を基にPDCAサイクルによる評価を行うことで課題を抽出するという意見もございました。

それらを踏まえて、課題の抽出方法としてまとめたのが（1）と（2）です。（1）につきましては、資料にもあるとおり、現状認識の方法として県民コメントにおける意見と併せて、昨年度に委員の皆様や障害者団体から頂いた御意見などを基に、検討の手掛かりにできるよう論点を例示させていただいております。それが資料2-3になります。

資料2-3につきましては、先程説明した、委員、障害者団体、県民コメントで寄せられた意見に共通してみられた主要な意見を、大枠で「論点例」としてまとめたものです。これらはいくまで「検討のきっかけ、手掛かり」として提示させていただいたものという位置付けになります。課題の検討については、ワーキングチームが中心になって行うものになりますので、あくまで参考資料という捉え方をいただければと思います。したがって、資料2-3の論点例から広げていただいたり、ここには入っていない論点を追加で提示していただいても全く問題ありません。

資料2-2に戻りまして、（2）につきましては、計画の進捗状況・実績について評価を行うことで課題を抽出するという意見を考慮したものです。正直なところ、先程の報告事項の中で扱ったモニタリング資料を上から一つ一つ確認していくという時間は限られているため難しいと思われれます。そこで（1）において委員から提案された課題に関連する施策の現状確認や評価を行うことで議論を深める、検討を進めるという方法とさせていただきますことが適当なのかなと考えています。

先程お話をさせていただいたとおり、モニタリング資料における不明点、分かりづらい点などは質問を事務局でお預かりし、担当課に確認後、結果を共有させていただければと思っております。

この資料の2ページ目、3ページ目につきましては、前回協議会において「進め方が分

かりづらい」との御指摘もあったため、運営の流れについてイメージ図としてまとめさせていただいたものです。資料2-2、2-3につきましては以上です。

続いて資料2-4をご覧くださいと思います。

新たにワーキングチームの編成を決めるに当たっての、委員の皆様の希望調査表になっております。先程のワーキングチームの編成と担任分野につきまして御了承いただくことができた場合は、この希望調査票に所属を希望するチームを第2希望まで御記入いただき、来週の火曜日までにメール又はファックスで御提出くださるようお願いいたします。もちろん、この場で提出していただくことでも結構です。その後、できるだけ人数の偏りがないように、例えばAチーム8人、Bチーム4人となると偏りがありますので、状況によっては事務局で調整をさせていただき、バランスの良い人数配置となるようチームの編成させていただきます。説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

(佐藤会長)

ただいま事務局から説明のあった項目について、御質問等ありますでしょうか。

(荒井委員)

第8期計画の中の「基本的視点」の部分に修正を入れることは可能でしょうか。国連の総括所見と併せ、今年7月に旧優生保護法の裁判に関する統一見解が最高裁判所から出されると思います。そのため基本的視点の部分をもう一度見直す必要があると考えのですが、その点はいかがでしょうか。

(事務局)

県の障害者施策との関連なども確認させていただきながら、「基本的視点」に入れるべきかどうか、入れる必要があるかどうか、委員の意見もお伺いしながら、今後検討させていただきますと思います。

(下重委員)

重点課題の検討について、地域生活の充実について扱うBチームのことなのですが、地域生活への移行にはグループホームの整備、例えば重度障害者もグループホームにということが計画に書いてあるのですが、私たちの団体でもグループホームを運営しているのは、グループホームはやはり「小さな施設」なのだろうなということです。一軒家で障害者が5人住んでいると、やはりグループホームでの地域生活が合わない人もいますし、グループホームを出たいという人もいます。グループホームでなくても地域における生活ができるように検討していくべきだと思います。

(佐藤委員)

いまの意見はBチームにおける協議の中で検討することになると思いますが、今の御意見は事務局ではどう受け止めましたか。

(事務局)

検討の素材として取り入れさせていただくのがよろしいのかなと思いますので、是非Bチームにおいて委員の皆様で意見交換していただければありがたいと思います。

(遅塚委員)

確認なのですが、今度検討していく重点課題と申しますのは、現行の第7期計画では34ページから始まる「第3章 取り組むべき課題」として、大きく「1 障害者への理解促進と差別解消」、その次に「2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」という項目があり、それら中で重点課題の論点に取り上げられているような内容が並んでいて、最後38ページの「安心・安全な環境整備の推進」で終わっています。それに続く39ページを見ると施策体系があって、今の第3章の項目は、施策体系の中の「大柱」とびったり一致しています。そのような大きな流れの中で、重点課題の検討をこれからやっていくというのは、大柱の建て方や文言の検討まで含めた検討になるのか、大柱は基本触らないで中柱以降ぐらいまでの検討になるのか、具体的な検討事項としてはどのようなものイメージしてやっていけばいいのか、イメージを持って進めたいので、御説明いただけるとありがたいです。

(事務局)

計画の大柱に沿って重点課題の検討を行うこととさせていただいているところですが、大柱中柱あたりにつきましては、従前から計画における体系的根幹を成している部分になりますので、基本的には簡単に手を入れられる場所ではないのかなと考えます。今後まとめられる重点課題の内容ですとか、第7期計画期間における制度改正などを踏まえて体系を検討した結果、小柱の部分で項目を整理したり、新しい項目を立てるなど、そうした対応になるものと考えます。

(遅塚委員)

我々の使命としては、小柱の部分について今後どうしていくのかをメインに検討すると、大柱中柱については基本的には触らないというのを原則とする、ただし触らないのが原則とは言っても絶対変えてはいけないというものではないため状況に応じて御相談、そういうお話だと理解しました。ありがとうございました。

(荒井委員)

今一度確認させてください。7月にならないと分からないのですが、大柱でこういうところを変えた方がよいのではということがある場合には、この協議会で提案することは可能でしょうか。と言いますのは、日本障害者協議会を通して国連の障害者権利委員会の審査委員会に問い合わせをしたところ、障害者権利条約で「締約国」と日本語で書かれているところは、政府だけをいうのではなく政府と地方自治体の両方を指すというお答えを頂戴しておりますので、たぶん埼玉県にも当てはまると思うんですね。ですので、この協議会でこういうところを書き換えてはいかがかという提案が可能かどうか確認させてください。

(事務局)

もちろんどのような御意見であっても自由に提示していただいて構いません。できるできないはとりあえず置いておいて、各委員の皆様の現状認識や見識に基づいて御意見をいただければと思います。

(佐藤会長)

他にはいかがですか。それでは、いま事務局から説明がありましたとおり、各ワーキングチームにおける協議が第7期計画から第8期計画に向かっていく上での重要な議論の場になるかと思っておりますので、各委員からは、期限までにどのチームを希望するかの回答をお願いします。事務局におかれましては、バランスを考慮したチーム編成をお願いできればと思います。

最後に、次第5「連絡事項」について、事務局から説明願います。

< 5. 連絡事項 >

(事務局)

まず、本年度の協議会の日程をお知らせいたします。参考資料1を御覧ください。先ほど説明させていただいたとおり、本年度は本会議を3回、ワーキングチームを3回実施します。日時と会場はこの資料のとおりです。一部会場が未定の部分がありますが、決まり次第共有させていただきたいと思っております。

あともう一点、彩の国いろどりライブラリーの件です。今回は議題として扱わず、連絡事項とさせていただきます。

前回の協議会でホームページのリリース次期について、新年度4月を目途に、と説明させていただいたところですが、リリースまでにもう少々時間をいただきたいと思います。前回協議会以降の進捗状況ですが、現在、ライブラリーの登録講師として、あったかウエルねつとに所属している障害者当事者講師の方7名、DE T埼玉などに所属している障害者当事者講師の方7名、計14名の方から、ライブラリーの趣旨に御賛同いただき、講師登録に手を挙げていただいている状況です。

また、前回の協議会で2件ほど、そして協議会后にメールでもまとまった量の御意見をいただいております。現在も協力団体などとの間で調整が続いている事項もいくつかありますが、いただいた御意見につきましては、可能な限り反映させていただく考えで進めております。前回協議会でいただきました2件の御意見につきましても、ホームページの記述などで対応させていただく予定です。

この協議会に向けた計画の実績集計作業などでしばらく滞っておりましたが、7月中にはリリースできるよう努力させていただきたいと思っております。

連絡事項につきましては以上でございます。

(佐藤会長)

ただ今の連絡事項について、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(山中委員)

講師の障害種別の内訳はどのようになっていますでしょうか。

(事務局)

14名の方全員が身体障害者です。内訳につきましては、人数はすぐに出せませんが、肢体不自由で車椅子などを利用されている方や視覚障害者の方が多く、聴覚障害者の方も若干名いらっしゃいます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他にはいかがですか。

いまの御質問にありましたとおり、様々な障害のある方がいらっしゃいますから、実際に障害当事者講師として活動されている方々を講師とし、まずはスタートからというところでは、この協議会には各団体の皆様もいらっしゃいますので、この協議会の構成団体の皆様にも徐々に御協力いただきながら、このホームページとその運営について充実が図られればと思います。あと7月中にはリリースというお話でしたが、できれば7月10日のワーキングチームまでには本当はリリースできて、そこからワーキングが始められればと思いますが、運営もワーキングチームの担任事項になっていますから、それに努力していただければと思います。

それでは、以上で本日の予定はすべて終了しました。皆様におかれましては円滑な会議運営に御協力いただきありがとうございました。司会進行を事務局にお戻しします。

< 5. 閉会 >

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして令和6年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

令和6年6月12日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 東海林 孝文

議事録署名委員 小村 由美子